



ご存じですか？「接骨院・整骨院・鍼灸院」で健康保険が使えるケースは限られています

適用給付担当

044(520)7825

Knp-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

柔道整復師やはり師・きゅう師による施術を行う接骨院・整骨院・鍼灸院などは、病院・クリニックと違い、健康保険の適用範囲が限られています。

間違った保険証の使用(健保への申請)により、のちに全額自己負担となるなどのトラブルを避けるためにも、正しいかかり方を理解し、適正な受療をされますよう、ご協力をお願いします。

■ 接骨院・整骨院(柔道整復師)

保険証が使える施術 ○

⇒ いつ負傷したか明らかなケガ
慢性に至っていないものに限られます

例

- 打撲
- 捻挫ねんざ
- 肉離れざしょう(挫傷)
- 骨折
- 不全骨折(ひび)
- 脱臼

※整形外科などの医療機関に受診している場合は条件があります。

※骨折、不全骨折(ひび)、脱臼は、応急手当を除き、医師の同意書が必要です。

保険証が使えない施術 ✕

⇒ 全額自費となります
保険証の提示をしないようにお願いします

例

- 日常における疲れ、肩こり、腰痛
- スポーツによる肉体疲労、筋肉痛
- 加齢や病気などでの体の痛みや不具合
- 以前負傷した箇所箇所の痛みや後遺症などの慢性病
- 同時に整形外科などで治療を受けている負傷箇所
- 通勤中や勤務中の負傷(労災保険の適用)

東芝健保では接骨院・整骨院の療養費給付の適正化への取り組みとして、施術料の点検を(株)オークスに委託しています。

(株)オークスより、書面あるいは電話にて、柔道整復師の施術内容などについて照会を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力ください。

※(株)オークスとは個人情報保護法に基づき契約を交わしています。また、この照会により得た個人情報は他の目的には一切使用しません。なお、この照会により皆さまへ施術料などの請求をすることはありません。

保険適用と認められない施術と判明した場合は、遡って接骨院・整骨院より7割または8割の返金を求められる場合があります。

■ 鍼灸院(はり師、きゅう師)

疼痛を主症状とする慢性病で、**医師による適当な治療手段がない場合に限り**、健康保険の対象となります。具体的には次の1と2両方の要件に該当するものです。

1. 支給対象となる6疾患*

- ① 神経痛
- ② リウマチ
- ③ 頸腕症候群
- ④ 五十肩
- ⑤ 腰痛症
- ⑥ 頸椎捻挫後遺症

※上記6疾患以外で、6疾患と同一範疇はんちゆうと認められる慢性的な疼痛を主症状とする疾患であれば、保険者(健保)が個別に判断します。

2. 医師の同意

当該疾病に係る主治医が診察に基づき、保険医による適当な治療が困難であると認めた患者に「同意書」を交付します。

※自身が希望して同意を受けた場合は対象外です。

東芝健保からのお願い

- ① 保険証が使えない施術を受けるときは、保険証を提示しないようにしてください。
- ② 領収証、領収明細書などは必ず発行してもらい、施術内容と合っているか確認して、捨てずに保管してください。
- ③ 柔道整復師やはり師、きゅう師の施術による療養費は、健康保険の対象となるかを健保が個々に審査することとされています。受診履歴の確認や、必要に応じて患者・医師への照会などを行いますので、ご理解をお願いします。審査には数カ月を要する場合があります。